

## ゴルフ場の開発行為に対する取扱方針

兵庫県告示第 14 号

ゴルフ場の開発は、地域振興、スポーツ振興等に一定の効果が期待できるものであるが、豊かな自然や緑の喪失等の環境に対する影響及び限りある県土の有効利用という観点から、大規模開発及び取引事前指導要綱（昭和 50 年兵庫県告示第 185 号。以下「要綱」という。）第 3 条第 1 項又は第 2 項に基づく事前協議に関して、ゴルフ場の開発行為に対する取扱方針を次のように定める。

平成 6 年 1 月 4 日

兵庫県知事 貝原俊民

- 1 ゴルフ場の開発行為については、平成 6 年 4 月 1 日から当分の間、要綱第 4 条第 1 項の規定による開発行為協議申出書（以下「申出書」という。）の受理を行わないこととする。
- 2 平成 6 年 1 月 4 日から平成 6 年 3 月 31 日までの間は、ゴルフ場の開発行為の内容が次に掲げる要件に該当する場合に限り、申出書の受理を行うこととする。  
（以下、省略）